

放課後児童クラブの概要

事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成27年5月現在)【今後の展開】

○クラブ数 22,608か所

(参考:全国の小学校20,113校)

○支援の単位数 26,528単位(平成27年より調査)

○登録児童数 1,024,635人

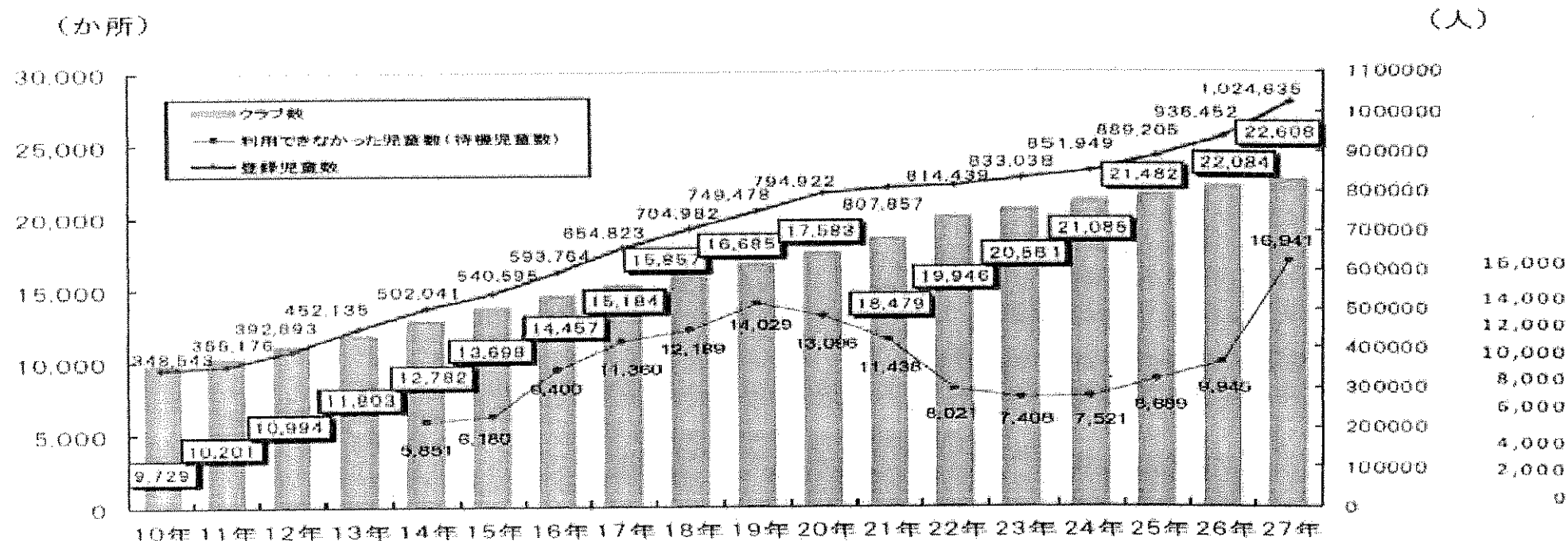
○利用できなかった児童数(待機児童数) 16,941人
[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,454か所]

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数(待機児童数)の推移】



※各年5月1日現在(育成環境課調)
(平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算及び平成28年度予算(案)の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約122万人分の受け皿を整備することを目指して、待機児童が多く存在する市町村の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数の更なる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図る。
- 放課後児童クラブ関係予算 582.7億円(575.0億円)

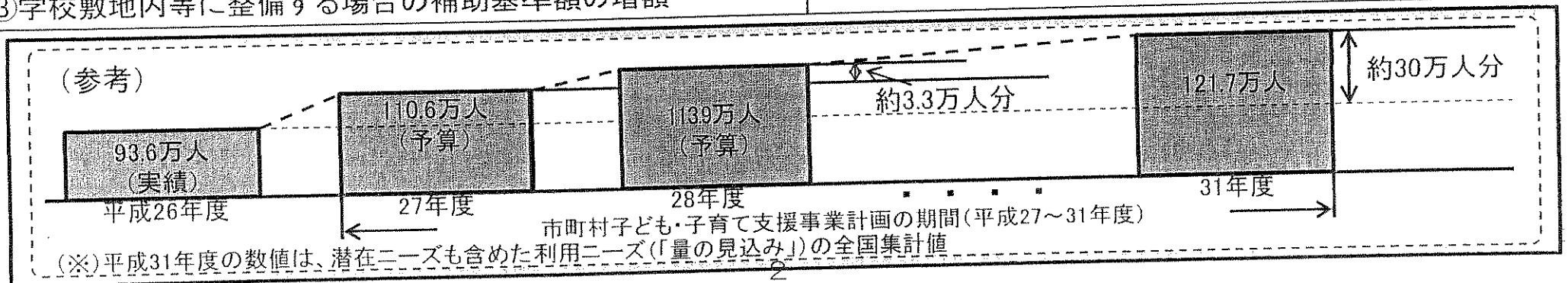
運営費の負担の考え方		
保護者 1/2	国 1/6	1/3
	都道府県 1/6	1/3
	市町村 1/6	1/3
※国(1/6)は事業中拠出金財源		

平成27年度補正予算及び平成28年度予算(案)の主な内容

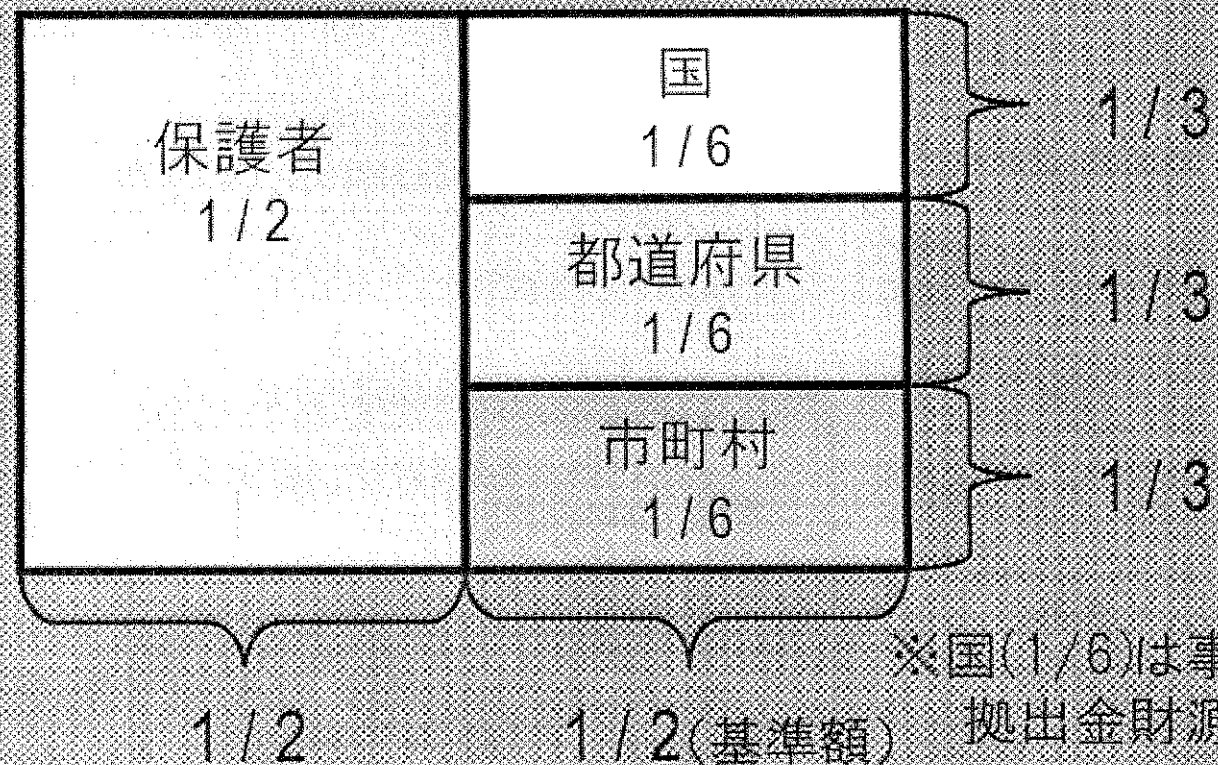
- ①受入児童数の拡大
1,105,656人(27年度)→1,138,801人(28年度)[約3.3万人増]
- ②市町村への支援策の充実
 - ア 放課後子ども環境整備事業の充実
 - ・小学校の余裕教室等を改修、設備の整備・修繕等を行う事業の国庫補助基準額の増額【28年度拡充】
 - ・一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を推進するための設備費の加算
 - イ 放課後児童クラブ運営支援事業
 - ・「賃借料」への補助
 - ・「移転関連費用」への補助の創設【28年度新規】
 - ・「土地借料」への補助の創設【28年度新規】
 - ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(送迎経費補助)
- ③学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の増額

- ④放課後児童支援員等処遇改善等事業
 - ・放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助
- ⑤障害児受入強化推進事業
 - ・障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配
- ⑥小規模放課後児童クラブ支援事業
 - ・19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

- 放課後児童クラブにおける勤務環境の改善
(平成27年度補正予算(案))
 - ・放課後児童支援員等の事務負担の軽減を図るためにパソコン等の購入に必要な経費の補助【新規】



運営費の負担の考え方



※国(1/6)は事業主
拠出金財源

・第1回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会（平成25年5月29日）資料2 放課後児童クラブ関連資料 厚生労働省より

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとし、平成27年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、地方自治体に通知した。

策定及び見直しの3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み